

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定によって、次の土地改良施設の管理規程を平成十九年五月七日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

土地改良区 名 称	土地改良施設 名 称	土地改良施設 所 在 地	管 理 規 程 概 要
藤井川沿岸土地改良区	合六頭首工	尾道市西藤町字合六一ノ渡	1 取水・放流及びゲートの操作に関する事項 2 点検及び整備に関する事項 3 緊急事態における措置に関する事項